

群馬用水土地改良区

Antidisaster Detailed Rules for Gunmayousui Land Improvement Districts

防災計画細則

令和4年4月

(令和4年2月制定)

群馬用水土地改良区

目 次

第1編 総則

第1章 通則等

第1節 通則

第2節 修正

第2章 防災に関する組織及び運営

第1節 防災本部

第2節 災害復旧対策本部

第2編 防災業務計画

第1章 通則

第2章 災害予防

第1節 体制等の整備

第2節 防災に関する研修等の実施

第3節 防災訓練

第4節 再発防止対策の実施

第3章 防災対応

第1節 通則

第2節 施設の臨時点検等

第3節 被災者等への対応

第4節 災害発生時における広報

第1編 総則

第1章 通則等

第1節 通則

群馬用土地利用改良区の防災業務については、群馬用土地利用改良区防災計画（以下「計画」という。）に定めるもののほか、この群馬用土地利用改良区防災計画細則（以下「細則」という。）の定めるところによる。

第2節 修正

この細則は、計画と共に検討を加え、必要に応じ修正する。

第2章 防災に関する組織及び運営

第1節 防災本部

- 1 事務局長は、災害が発生し、又は発生が予想される場合には、群馬用土地利用改良区が執るべき防災業務を円滑に実施するため、別表1-1から1-4までに定める防災態勢発令基準（以下「防災態勢発令基準」という。）に基づき防災態勢を発令するとともに、群馬用土地利用改良区に防災本部を設置する。
- 2 防災本部の長（以下「本部長」という。）は、防災態勢発令基準に定めるところにより、該当する職員をもってこれに充てる。
- 3 防災本部の副長（以下「副本部長」という。）は、防災態勢発令基準に定めるところにより該当する職員をもってこれに充てる。
- 4 防災本部には、必要に応じて次の班を編成する。
 - 一 総務班
 - 二 情報班
 - 三 管理第一班
 - 四 管理第二班
- 5 前項の規定により編成する各班の構成及び業務内容は、別表2及び別表3のとおりとする。
- 6 本部長は、防災態勢発令基準に基づきその態勢の区分を変更する必要がある場合は、その変更を発令するとともに、当該情報について関係機関にこれを連絡する。
- 7 本部長は、防災本部設置継続の必要がないと判断した場合には、防災態勢を解除するとともに、防災本部を解散する。
- 8 本部長は、この細則に定めのない事項について、必要に応じ指揮監督を行う。
- 9 副本部長は、本部長を補佐し、本部長不在の場合にあつては本部長に代わりその任を行う。

第2編 防災業務計画

第1章 通則

本編は、地震、風水害、水質事故、その他の事故災害の各災害時において、群馬用土地利用改良区が実施する災害予防、災害応急対策、災害復旧に係る防災業務を定めている。

第2章 災害予防

第1節 体制等の整備

第1 体制の整備

- 1 事務局長は、災害発生時の情報の収集及び連絡体制を、夜間、休日等の場合を含め、常時対応できるよう、防災態勢に応じた防災本部を運営するために必要な職員（以下「防災要員」という。）の情報伝達経路をあらかじめ定めておく。

- 2 事務局長は、関係機関との情報の収集及び連絡についての連絡窓口、方法等をあらかじめ定めておく。
- 3 総務班長は、職員、来訪者等の生命、安全を確保するため、避難経路をあらかじめ定めておく。
- 4 総務班長は、災害時における職員及びその家族の安否の確認方法について、あらかじめ定めておくとともに、職員に対しその周知徹底に努める。

第2 設備等の整備

- 1 管理第二班長は、災害発生時に的確な対応を図るため、災害情報の収集、連絡及び提供に必要な移動通信機器について、主要な防災要員へ貸与を行う。
- 2 総務班長は、夜間、休日等に防災態勢が発令された場合においても、防災初動要員が速やかに参集できるよう、災害時に交通機関が途絶することを考慮して、宿舍の適切な整備、運用に努める。
- 3 総務班長は、防災本部を維持するための食料・水・衛生用品等の生活に最低限必要な物資を3日間分以上備蓄するとともに、その管理を実施する。
- 4 管理第二班長は、災害による停電等に対応するため、非常用発電資材等により3日間以上にわたる電源を確保するものとし、必要な燃料等の備蓄や設備の整備を行うものとする。
- 5 情報班長は、コンピュータシステムについて機器の転倒防止等の耐震対策及びデータのバックアップ対策を講じる。
- 6 事務局長は、災害発生時において、交通が寸断された場合や施設の被害状況等について、上空からの調査等を実施する場合に備え、あらかじめ、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努めるものとする。また、ドローンなどの無人航空機による上空からの被災状況調査が実施できる体制の整備を行うものとする。
- 7 管理第二班長は、防災本部の運営を円滑に行うため、防災業務に必要な情報機器等を整備するとともに、適正な維持管理を行う。
- 8 管理第二班長は、緊急輸送等の手段を確保するため、群馬県地域防災計画に基づく緊急通行車両等の事前届出をあらかじめ行っておく。

第3 応急復旧体制の整備

- 1 管理第二班長は、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握しデータベース化するとともに、災害発生時には他の事務所間との連携を図る。
- 2 管理班長は、緊急時において関係機関等との相互支援又は関係機関等からの協力が得られるよう、日頃より関係機関等との連携に努める。
- 3 管理第二班長は、迅速な応急復旧に資するために、応急復旧方法等の決定に必要な既存施設情報のデータベース化を図る。

第2節 防災に関する研修等の実施

事務局長は、必要に応じ防災に関係する職員について研修等を行い、各災害に関する知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上に努めるとともに、関係機関等の講習会に積極的に参加させる。

第3節 防災訓練

- 1 管理第二班長は、関係機関等の防災訓練に合わせ、防災要員を対象とした防災訓練を実施するとともに、この防災訓練の実施に当たり、訓練計画を立てておく。
- 2 総務班長は、参集訓練、安否確認訓練、避難訓練、消火訓練等について適宜実施する。
- 3 管理第二班長は、防災訓練実施後において、訓練の事後評価を行い、訓練の課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第4節 再発防止対策の実施

事務局長は、災害原因の調査を行う場合、調査委員会を設置すること等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止策を適切に実施する。

第3章 防災対応

第1節 通則

- 1 本部長は、別表1-1から別表1-4までに定める防災態勢発令基準に基づき防災態勢を発令し、防災本部を設置する。
- 2 防災要員は、発令された防災態勢に応じて、防災本部に参集する。参集に当たっては、第2章第1節第1第1項により定めた情報伝達経路による。
- 3 各防災態勢における防災本部構成及び業務内容は、別表2及び別表3-1から別表3-4のとおりとする。

第2節 施設の臨時点検等

- 1 各班長は、庁舎、通信施設、水路施設、機場施設等の臨時点検を実施するとともに、異常が認められた場合、早急な復旧を行う。なお、臨時点検実施対象施設は「災害時施設点検リスト」による。
- 2 総務班長は、勤務時間内に災害が発生した場合、第2章第1節第1第3項により定めた避難経路により職員等の誘導を行う。
- 3 総務班長は、庁舎等の被害状況の把握に努める。

第3節 被災者等への対応

- 1 総務班長は、施設の被災又は操作に伴い第三者に被害を及ぼした場合、関係機関と連絡を密にし、被災者及びその家族等の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の協力・支援を行う。
- 2 総務班長は、庁舎の被災に伴い第三者に被害を及ぼした場合、関係機関と連絡を密にし、前項と同様の措置を執る。

第4節 災害発生時における広報

- 1 情報班長は、被害の状況等の情報を迅速かつ的確に広報し、マスメディア等の対応に努める。
- 2 情報班長は、広報を行う、又は行った場合、当該情報について、関係機関に連絡する。

地震時の防災体制発令基準

区分	注意態勢	第一警戒態勢	第二警戒態勢	非常態勢																
情勢	災害の発生に対し注意を要する場合	災害の発生に対し警戒を要する場合	災害の発生に対し相当な警戒を要する場合	災害の発生に対し重大な警戒を要する場合																
例示	<p>1 気象庁から南海トラフ沿いで異常な現象が現象が南海トラフ沿いの大規模かどうか調査を開始した旨の「南海トラフ地震(臨時)」が発表(南海トラフ地震中)が発表された</p> <p>2 その他事務局長が必要と認めるとき</p>	<p>1 基準地点のいずれかにおいて、震度5弱の地震情報が気象庁から発表されたとき。</p> <table border="1" data-bbox="636 584 1211 858"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沼田市</td> <td>西倉内</td> </tr> <tr> <td>前橋市</td> <td>昭和町、大手町、堀越町、粕川町、富士見町、鼻毛石町</td> </tr> <tr> <td>渋川市</td> <td>北橋町、石原、赤城町、吹屋</td> </tr> <tr> <td>吉岡町</td> <td>下野田</td> </tr> <tr> <td>榛東村</td> <td>新井</td> </tr> <tr> <td>高崎市</td> <td>箕郷町、足門町、下室田町</td> </tr> <tr> <td>桐生市</td> <td>織姫町、新里町</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 基準点のいずれかにおいて、震度4の地震情報が発表されかつ、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>①直前に発生した地震又は出水もしくはその他の原因により既に被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。</p> <p>②地震発生後に流量等監視装置の計測値に異常が確認された場合。</p> <p>3 気象庁から南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べ総体的に高まった旨の発表がされたとき。</p> <p>4 その他事務局長が必要と認めるとき。</p>	基準地点		沼田市	西倉内	前橋市	昭和町、大手町、堀越町、粕川町、富士見町、鼻毛石町	渋川市	北橋町、石原、赤城町、吹屋	吉岡町	下野田	榛東村	新井	高崎市	箕郷町、足門町、下室田町	桐生市	織姫町、新里町	<p>1 基準地点のいずれかにおいて震度5強の地震情報が気象庁から発表されたとき。</p> <p>2 その他事務局長が必要と認めるとき。</p>	<p>1 基準地点のいずれかにおいて震度6弱以上の地震情報が気象庁から発表されたとき。</p> <p>2 その他事務局長が必要と認めるとき。</p>
基準地点																				
沼田市	西倉内																			
前橋市	昭和町、大手町、堀越町、粕川町、富士見町、鼻毛石町																			
渋川市	北橋町、石原、赤城町、吹屋																			
吉岡町	下野田																			
榛東村	新井																			
高崎市	箕郷町、足門町、下室田町																			
桐生市	織姫町、新里町																			
発令者	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長																

風水害時の防災体制発令基準

区分	注意態勢	第一警戒態勢	第二警戒態勢	非常態勢
情勢	災害の発生に対し注意を要する場合	災害の発生に対し警戒を要する場合	災害の発生に対し相当な警戒を要する場合	災害の発生に対し重大な警戒を要する場合
例示	<ol style="list-style-type: none"> 1 前橋地方気象台から、利根・沼田、前橋・桐生、高崎・藤岡地域の台風、前線等の降雨による大雨、洪水の注意報が発せられ、注意を要するとき。 2 水資源機構群馬用水管理所の雨量計または前橋地方気象台の予報区において、時間雨量が概ね30mmを越える恐れがあり、更に降雨が予想されるとき。 3 2の箇所において、日雨量(延べ24時間)が概ね80mmを越える恐れがあり更に降雨が予想されるとき。 4 群馬県内に雷注意報が発せられ注意を要するとき。 5 関係機関との協議・指示または情報等により注意態勢に入る必要が生じたとき。 6 風水害に起因した事象により予備取水口へ切り替える必要が生じたとき。 7 その他事務局長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 前橋地方気象台から、予報区の台風、前線等の降雨による大雨、洪水の警報が発せられ、警戒を要するとき。 2 水資源機構群馬用水管理所の雨量計または前橋地方気象台の予報区において、時間雨量が概ね80mmを越える恐れがあり、更に降雨が予想されるとき。 3 2の箇所において、日雨量(延べ24時間)が概ね200mmを越える恐れがあり更に降雨が予想されるとき。 4 関係機関との協議・指示または情報等により第一警戒態勢に入る必要が生じたとき。 5 その他事務局長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 前橋地方気象台から、予報区の台風、前線等の降雨による大雨、洪水の警報が発せられ、災害の発生が予想されるとき。 2 水資源機構群馬用水管理所の雨量計または前橋地方気象台の予報区において、時間雨量が概ね80mmを越える恐れがあり、更に降雨が予想されるとき。 3 2の箇所において、日雨量(延べ24時間)が概ね200mmを越える恐れがあり更に降雨が予想されるとき。 4 関係機関との協議・指示または情報等により第二警戒態勢に入る必要が生じたとき。 5 その他事務局長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 前橋地方気象台から予報区における台風、前線等の降雨による大雨、洪水等の警報が発せられ、重大な災害の発生が予想されるとき。 2 関係機関との協議・指示または情報等により非常態勢に入る必要が生じたとき。 3 その他事務局長が必要と認めたとき。
発令者	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長

水質事故時の防災体制発令基準

区分	注意態勢	第一警戒態勢	第二警戒態勢	非常態勢
情勢	災害の発生に対し注意を要する場合	災害の発生に対し警戒を要する場合	災害の発生に対し相当な警戒を要する場合	災害の発生に対し重大な警戒を要する場合
例示	<ol style="list-style-type: none"> 1 利根川本川上流部で発生した水質事故の情報により取水口地点での状況確認を必要とすると水資源機構群馬用水管理所が判断したとき。 2 関係機関との協議・指示または情報等により注意態勢に入る必要が生じたとき。 3 その他事務局長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 利根川本川上流部で水質事故が発生し、あるいは管理施設内で水質事故が発生し、その対策としてオイルフェンス、オイルマット等の敷設が必要となったとき。 2 関係機関との協議・指示または情報等により第一警戒態勢に入る必要が生じたとき。 3 その他事務局長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 利根川本川上流部で水質事故が発生し、あるいは管理施設内で水質事故が発生し、その対策としてオイルフェンス、オイルマット等の敷設に加えて取水量もしくは分水量の減量が必要となったとき。 2 関係機関との協議・指示または情報等により第二警戒態勢に入る必要が生じたとき。 3 その他事務局長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 利根川本川上流部で水質事故が発生し、あるいは管理施設内で水質事故が発生し、関係組合員等利水者に生命、財産、社会活動に大きな影響を与えることが予測され、かつ取水停止もしくは分水口の止水が必要となったとき。 2 関係機関との協議・指示または情報等により非常警戒態勢に入る必要が生じたとき。 3 その他事務局長が必要と認めたとき。
発令者	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長

その他の事故災害時の防災体制発令基準

区分	注意態勢	第一警戒態勢	第二警戒態勢	非常態勢
情勢	災害の発生に対し注意を要する場合	災害の発生に対し警戒を要する場合	災害の発生に対し相当な警戒を要する場合	災害の発生に対し重大な警戒を要する場合
例示	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹施設または附帯施設等からの漏水等が発生したとき。 2 関係機関との協議・指示または情報等により注意態勢に入る必要が生じたとき。 3 その他事務局長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹施設または附帯施設等からの漏水等により、周辺地域に被害の発生が予想される時。 2 関係機関との協議・指示または情報等により第一警戒態勢に入る必要が生じたとき。 3 その他事務局長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹施設または附帯施設等からの漏水等により、周辺地域に相当な被害が発生し、拡大が予想される時。 2 関係機関との協議・指示または情報等により第二警戒態勢に入る必要が生じたとき。 3 その他事務局長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹施設または附帯施設等からの漏水等により、周辺地域に重大な被害またはライフライン施設への被害が発生し、復旧に日数を要すると予想される時。 2 関係機関との協議・指示または情報等により非常警戒態勢に入る必要が生じたとき。 3 その他事務局長が必要と認めたとき。
発令者	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長

防災本部構成一覧

編成	注意態勢	第一警戒態勢	第二警戒態勢	非常態勢	備考
本部長	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長	【共通事項】 1. 自宅待機 注意態勢においては、自宅等において防災業務を行うことができる。ただし、注意態勢要員について情報等の伝達を適切に行うこと。 2. 各班長は原則として以下のとおりとする。 総務班長：総務課管理職 情報班長：賦課徴収課管理職（企画係） 管理第一班長：賦課徴収課管理職（徴収係） 管理第二班長：管理課管理職 3. 各班の協力 各班の態勢に人員が必要な場合は、各班は相互に協力する。 4. 班長が指定する者は、別表3-1から3-4の構成から指定する。 5. 本部長不在時の代行者は、以下のとおりとする。 事務局長→事務局次長→参事→管理課長 6. 班長不在時の代行者は、本部長の指示により決定する。 7. 非常態勢時の職員とは、補助員等を含む。
副本部長	事務局次長	事務局次長	事務局次長	事務局次長	
総務班		総務課管理職	総務課職員	総務課職員	
情報班		賦課徴収課 企画係管理職	賦課徴収課 企画係職員	賦課徴収課 企画係職員	
管理第一班		賦課徴収課 徴収係管理職	賦課徴収課 徴収係職員	賦課徴収課 徴収係職員	
管理第二班	管理課職員	管理課職員	管理課職員	管理課職員 機場運転手	

地震時の防災本部業務内容一覧

編成	構成	注意態勢	第一警戒態勢	第二警戒態勢	非常態勢
本部長	事務局長	全体統括 指揮及び判断	全体統括 指揮及び判断	全体統括 指揮及び判断	全体統括 指揮及び判断
副本部長	事務局次長	全体統括 本部長補佐 指揮及び判断	全体統括 本部長補佐 指揮及び判断	全体統括 本部長補佐 指揮及び判断	全体統括 本部長補佐 指揮及び判断
総務班	総務班員		1. 総合調整、本部運営 2. 庁舎の巡視・点検 3. 来訪者の避難誘導 4. 被災者対応、医療機関との調整	1. 総合調整、本部運営 2. 職員の招集状況確認・輸送 3. 庁舎の巡視・点検 4. 職員、家族の安否確認 5. 来訪者の避難誘導 6. 被災者対応、医療機関との調整	1. 総合調整、本部運営 2. 職員の招集状況確認・輸送 3. 庁舎の巡視・点検 4. 職員、家族の安否確認 5. 来訪者の避難誘導 6. 被災者対応、医療機関との調整 7. 応急手当、炊き出し等
情報班	情報班員		1. 警察、消防、関係機関との連絡調整 2. 広報に関する業務 3. 一般からの問い合わせ対応	1. 警察、消防、関係機関との連絡調整 2. 広報に関する業務 3. 一般からの問い合わせ対応 4. 台帳、重要書類の安全確保とバックアップ	1. 警察、消防、関係機関との連絡調整 2. 広報に関する業務 3. 一般からの問い合わせ対応 4. 台帳、重要書類の安全確保とバックアップ
管理第一班	管理第一班員		1. 地震情報の収集・伝達 2. 協力企業の確認・調整	1. 地震情報の収集・伝達 2. 協力企業の手配 3. 対策資材の準備補助 4. 施設巡視・点検の補助	1. 地震情報の収集・伝達 2. 協力企業の手配 3. 対策資材の準備補助 4. 施設巡視・点検の補助 5. 活動記録
管理第二班	管理第二班員	資材・出動準備	1. 対策資材等の点検 2. 優先施設の巡視・点検 3. 通信手段の巡視・点検 4. 水資源機構との連絡調整 5. 施設の減災措置、応急措置	1. 対策資材等の準備 2. 優先施設の巡視・点検 3. 通信手段の巡視・点検 4. 水資源機構との連絡調整 5. 施設の減災措置、応急措置 6. 応急、復旧方法の策定、実施	1. 対策資材等の準備 2. 優先施設の巡視・点検 3. 通信手段の巡視・点検 4. 水資源機構との連絡調整 5. 施設の減災措置、応急措置 6. 応急、復旧方法の策定、実施

風水害時の防災本部業務内容一覧

編成	構成	注意態勢	第一警戒態勢	第二警戒態勢	非常態勢
本部長	事務局長	全体統括 指揮及び判断	全体統括 指揮及び判断	全体統括 指揮及び判断	全体統括 指揮及び判断
副本部長	事務局次長	全体統括 本部長補佐 指揮及び判断	全体統括 本部長補佐 指揮及び判断	全体統括 本部長補佐 指揮及び判断	全体統括 本部長補佐 指揮及び判断
総務班	総務班員		1. 総合調整、本部運営 2. 庁舎の巡視・点検 3. 来訪者の避難誘導 4. 被災者対応、医療機関との調整	1. 総合調整、本部運営 2. 職員の招集状況確認・輸送 3. 庁舎の巡視・点検 4. 職員、家族の安否確認 5. 来訪者の避難誘導 6. 被災者対応、医療機関との調整	1. 総合調整、本部運営 2. 職員の招集状況確認・輸送 3. 庁舎の巡視・点検 4. 職員、家族の安否確認 5. 来訪者の避難誘導 6. 被災者対応、医療機関との調整 7. 応急手当、炊き出し等
情報班	情報班員		1. 警察、消防、関係機関との連絡調整 2. 広報に関する業務 3. 一般からの問い合わせ対応	1. 警察、消防、関係機関との連絡調整 2. 広報に関する業務 3. 一般からの問い合わせ対応 4. 台帳、重要書類の安全確保とバックアップ	1. 警察、消防、関係機関との連絡調整 2. 広報に関する業務 3. 一般からの問い合わせ対応 4. 台帳、重要書類の安全確保とバックアップ
管理第一班	管理第一班員		1. 気象情報の収集・伝達 2. 協力企業の確認・調整	1. 気象情報の収集・伝達 2. 協力企業の手配 3. 対策資材の準備補助 4. 施設巡視・点検の補助	1. 気象情報の収集・伝達 2. 協力企業の手配 3. 対策資材の準備補助 4. 施設巡視・点検の補助 5. 活動記録
管理第二班	管理第二班員	1. 総合調整、本部運営 2. 気象情報の収集、伝達 3. 関係機関との連絡調整 4. 施設の巡視・点検 5. 減災、応急措置	1. 対策資材等の点検 2. 優先施設の巡視・点検 3. 通信手段の巡視・点検 4. 水資源機構との連絡調整 5. 施設の減災措置、応急措置	1. 対策資材等の準備 2. 優先施設の巡視・点検 3. 通信手段の巡視・点検 4. 水資源機構との連絡調整 5. 施設の減災措置、応急措置 6. 応急、復旧方法の策定、実施	1. 対策資材等の準備 2. 優先施設の巡視・点検 3. 通信手段の巡視・点検 4. 水資源機構との連絡調整 5. 施設の減災措置、応急措置 6. 応急、復旧方法の策定、実施

水質事故時の防災本部業務内容一覧

編成	構成	注意態勢	第一警戒態勢	第二警戒態勢	非常態勢
本部長	事務局長	全体統括 指揮及び判断	全体統括 指揮及び判断	全体統括 指揮及び判断	全体統括 指揮及び判断
副本部長	事務局次長	全体統括 本部長補佐 指揮及び判断	全体統括 本部長補佐 指揮及び判断	全体統括 本部長補佐 指揮及び判断	全体統括 本部長補佐 指揮及び判断
総務班	総務班員		1. 総合調整、本部運営 2. 被災者対応、医療機関との調整	1. 総合調整、本部運営 2. 職員の招集状況確認・輸送 3. 被災者対応、医療機関との調整	1. 総合調整、本部運営 2. 職員、家族の安否確認 3. 被災者対応、医療機関との調整 4. 応急手当、炊き出し等
情報班	情報班員		1. 警察、消防、関係機関との連絡調整 2. 広報に関する業務 3. 一般からの問い合わせ対応	1. 警察、消防、関係機関との連絡調整 2. 広報に関する業務 3. 一般からの問い合わせ対応	1. 警察、消防、関係機関との連絡調整 2. 広報に関する業務 3. 一般からの問い合わせ対応
管理第一班	管理第一班員		1. 事故情報の収集・伝達 2. 防除活動の補助、記録	1. 事故情報の収集・伝達 2. 協力企業の手配 3. 対策資材の準備補助 4. 防除活動の補助、記録	1. 事故情報の収集・伝達 2. 協力企業の手配 3. 対策資材の準備補助 4. 防除活動の補助、記録
管理第二班	管理第二班員	1. 総合調整、本部運営 2. 事故情報の収集、伝達 3. 関係機関との連絡調整 4. 施設の巡視・点検 5. 防除措置	1. 対策資材等の点検 2. 施設の巡視・点検 3. 水資源機構との連絡調整 4. 施設の防除措置、応急措置	1. 対策資材等の準備 2. 施設の巡視・点検 3. 水資源機構との連絡調整 4. 施設の防除措置、応急措置 5. 応急、復旧方法の策定、実施	1. 対策資材等の準備 2. 施設の巡視・点検 3. 水資源機構との連絡調整 4. 施設の防除措置、応急措置 5. 応急、復旧方法の策定、実施

その他の事故災害時の防災本部業務内容一覧

編成	構成	注意態勢	第一警戒態勢	第二警戒態勢	非常態勢
本部長	事務局長	全体統括 指揮及び判断	全体統括 指揮及び判断	全体統括 指揮及び判断	全体統括 指揮及び判断
副本部長	事務局次長	全体統括 本部長補佐 指揮及び判断	全体統括 本部長補佐 指揮及び判断	全体統括 本部長補佐 指揮及び判断	全体統括 本部長補佐 指揮及び判断
総務班	総務班員		1. 総合調整、本部運営	1. 総合調整、本部運営 2. 職員の招集状況確認・輸送 3. 被災者対応、医療機関との調整	1. 総合調整、本部運営 2. 職員の招集状況確認・輸送 3. 被災者対応、医療機関との調整
情報班	情報班員		1. 警察、消防、関係機関との連絡調整 2. 広報に関する業務 3. 一般からの問い合わせ対応	1. 警察、消防、関係機関との連絡調整 2. 広報に関する業務 3. 一般からの問い合わせ対応	1. 警察、消防、関係機関との連絡調整 2. 広報に関する業務 3. 一般からの問い合わせ対応
管理第一班	管理第一班員		1. 事故情報の収集・伝達 2. 協力企業の確認 2. 活動の補助、記録	1. 事故情報の収集・伝達 2. 協力企業の手配 3. 対策資材の準備補助 4. 活動の補助、記録	1. 事故情報の収集・伝達 2. 協力企業の手配 3. 対策資材の準備補助 4. 活動の補助、記録
管理第二班	管理第二班員	1. 総合調整、本部運営 2. 事故情報の収集、伝達 3. 関係機関との連絡調整 4. 施設の巡視・点検	1. 対策資材等の点検 2. 施設の巡視・点検 3. 水資源機構との連絡調整 4. 施設の対策、応急措置	1. 対策資材等の準備 2. 施設の巡視・点検 3. 水資源機構との連絡調整 4. 施設の措置、応急措置 5. 応急、復旧方法の策定、実施	1. 対策資材等の準備 2. 施設の巡視・点検 3. 水資源機構との連絡調整 4. 施設の措置、応急措置 5. 応急、復旧方法の策定、実施